

改正 平成31年2月27日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大東文化大学（以下「本学」という。）は、本学の専任教育職員（東洋研究所及び書道研究所の専任研究員を含む。特任教育職員、助教及び書道研究所の任期付専任研究員を除く。以下「専任教員」という。）が海外の大学、研究機関等において学術の研究・調査等の活動（以下「研究活動」という。）に従事することにより、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、海外研究員派遣制度を設ける。

（目的）

第2条 この規則は、本学の海外研究員派遣制度による派遣等に関し必要な事項について定める。

（適用）

第3条 この規則は、本学の専任教員の中で、海外研究員派遣制度による派遣が許可された者に適用する。

（定義）

第4条 この規則において海外研究員とは、研究、教育、教授等の能力の向上を図るため、本学から経費の支給を受けて、本学学長（以下「学長」という。）の承認の下に、海外の大学、研究機関等において専攻する学問分野に関する研究活動に従事する専任教員で、本学の海外研究員派遣制度により、海外へ派遣される者をいう。

第2章 海外研究員の種類、派遣期間、人数等

（種類及び派遣期間）

第5条 この規則における海外研究員は、長期海外研究員及び短期海外研究員の2種とする。

2 前項に定める長期海外研究員の派遣期間は、6か月以上1年以内とする。

3 第1項に定める短期海外研究員の派遣期間は、3か月以上5か月以内とする。

（給与）

第6条 海外研究員には、特別の事由がない限り、学校法人大東文化学園給与規則に定める給与を支給する。ただし、学校法人大東文化学園理事長（以下「理事長」という。）から休職を命じられた海外研究員に対しては、給与の支給を停止する。

（人数）

第7条 海外研究員の人数は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）長期海外研究員 8人以内

（2）短期海外研究員 6人以内

2 前項各号の規定にかかわらず、それぞれの人数に対して、長期海外研究員への申請者の数がこれを超過し、短期海外研究員への申請者の数がこれを下回るとき、又は長期海外研究員への申請者の数がこれを下回り、短期海外研究者への申請者の数がこれを超過したときは、予算の範囲内において、申請者が超過する方の人数を増やすことができるものとする。

（研究費）

第8条 海外研究員に対しては、次の各号に掲げる研究費を支給する。ただし、本学及び本学以外の機関・団体等から研究費等の給付を受けるときは、その給付額に相当する額を減額して支給する。

（1）長期海外研究員の場合 3,300,000円を限度とする。

（2）短期海外研究員の場合 1,700,000円を限度とする。

2 前項本文に定める研究費の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）渡航費

日本から在外研究の拠点となる研究機関が所在する場所の最寄りの国際空港までのエコノミークラスの往復航空運賃の実費額とする。

（2）滞在費等

長期海外研究員の場合 月額250,000円とする。

短期海外研究員の場合 月額290,000円とする。

(3) その他経費

出張準備のための経費 一律50,000円とする。

- 3 前項各号に定める研究費の支給時期は、特別の事由がない限り、出発の2か月前からとする。
- 4 第14条第2項の規定により、第5条第2項及び第3項に定める派遣期間の延長が認められた場合であっても、研究費の追加支給は行なわない。
- 5 海外研究員が派遣期間を充足しないで帰国したときは、その派遣期間に不足する月数に応じて、渡航費及びその他経費を除いた分の研究費を月割計算により算出し、これを返還しなければならない。この場合において、月数の算定にあたっては、帰国日が含まれる月を派遣期間とみなすものとする。
- 6 前項の規定は、第16条の規定により海外研究員の派遣を取り消された場合に、これを準用する。

第3章 海外研究員の要件

(要件)

第9条 海外研究員への申請資格を有する者は、申請年度の4月1日時点において、専任教員として本学に3年以上在籍し、かつ70歳定年制適用者にあつてはその年齢が満67歳以下、65歳定年制適用者にあつてはその年齢が満62歳以下の者とする。

(申請)

第10条 海外研究員を希望する者は、本学の各学部長（法務研究科にあつては研究科長、国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所にあつてはそれぞれ所長とする。）に対し、海外研究員の申込みを行い、前年度の5月末日までに、各学部・法務研究科の教授会又は国際交流センター、東洋研究所及び書道研究所の場合には管理委員会（以下「教授会等」という。）の承認を得なければならない。

- 2 前項に定める手続きを経て、本学大学評議会（以下「大学評議会」という。）の承認を得、海外研究員に推薦された者は、前年度の10月末日までに、学長に対して、研究活動に従事する大学、研究機関等からの招聘状を添付のうえ、所定の研究計画書等を提出しなければならない。

第4章 海外研究員の任命等

(任命及び報告)

第11条 学長は、前条第2項に定める手続きを経て、海外研究員への申請があつた者について、これを命ずる。

- 2 前項の規定により、学長から海外研究員を命じられた者は、定められた期日までに所定の誓約書及び出発届を提出しなければならない。
- 3 学長は、本学の専任教員に対し海外研究員として派遣を命じたときには、遅滞なくその旨を理事長へ報告するものとする。

(再派遣)

第12条 本学の専任教員が海外研究員として再度の派遣（以下「再派遣」という。）を申請する場合は、本学の海外研究員、海外留学生若しくは国内研究員としての派遣期間又は本学の特別研究期間制度の適用者としての研究期間の最終日の属する年度の末日から再派遣される年度の4月1日までの間に、次の各号に定める期間を経過していなければならない。

- (1) 長期海外研究員として派遣された者若しくは海外留学生、国内研究員として6か月を超える期間派遣された者又は特別研究期間制度の適用者となった者 8年以上
- (2) 短期海外研究員として派遣された者又は海外留学生、国内研究員として6か月以内の期間派遣された者 5年以上

(新規申請者の優先)

第13条 前条各号に定める期間を経過した専任教員が海外研究員への再派遣を申し出たときに、別に新規の申請者がいる場合は、原則として新規の申請者を優先するものとする。

第5章 派遣期間の延長等

(派遣期間の延長又は短縮)

第14条 海外研究員は、研究、傷病その他の事由により、派遣期間の延長又は短縮の必要が生じたときには、遅滞なくその旨を記載した文書をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により、海外研究員から願い出が提出されたときには、当該海外研究員が所

属する教授会等の議を経て、その願い出の諾否について決定し、その結果を当該海外研究員へ通知する。ただし、理由の如何にかかわらず、派遣期間の延長は、申請時の研究計画期間の2倍を超えることができない。

3 学長は、第1項の規定による願い出を許可しないことを決定したとき、又は海外研究員から第1項に定める願い出が提出されないときには、理事長に対し休職の申請をすることができる。

4 理事長は、学長から前項の規定による休職の申請があったときには、当該海外研究員に対し休職を命ずることができる。この場合において、当該休職命令は、派遣期間の満了日（短縮の場合には帰国日とする。）の翌日から、その効力を生ずるものとする。

（派遣期間中の一時帰国）

第15条 海外研究員は、派遣期間中は研究員としての職務に専念し、原則として帰国してはならない。ただし、海外研究員期間中に、特に帰国しなければならない事由が生じたときには、遅滞なく所定の一時帰国届をもって学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により、海外研究員から前項の届け出が提出されたときには、当該海外研究員が所属する教授会等の議を経て、その届け出の諾否について決定し、その結果を当該海外研究員へ通知する。

（派遣の取消し）

第16条 学長は、海外研究員が当初の派遣目的を達成することが不可能であると判断したとき、又はその派遣を継続することが適当でないと認められる事由が生じたときには、当該海外研究員が所属する教授会等の議を経て、その派遣を取り消すことができる。

第6章 海外研究員の義務

（義務）

第17条 海外研究員は、派遣期間終了後、原則として第19条第3項に定める研究成果の公表又は公刊する年度の末日まで専任教員として在職し、その研究の成果をもって本学における研究及び教育に寄与するよう努めなければならない。この場合において、研究成果の公表又は公刊の日が派遣期間終了の日と同一年度に属するときは、この条の「年度の末日まで」とあるのは「次の年度の末日まで」と読み替えるものとする。

2 学長は、前項本文に定める在職期間に関する義務を履行しない専任教員について、その理由が本人の健康障害による就業不能又は本人の死亡による退職以外のものであるときには、その研究費の返還を求めることができる。

（兼職の禁止）

第18条 海外研究員は、派遣期間中は研究員としての職務に専念し、原則として他の職を兼ねてはならない。

（帰国後の報告）

第19条 海外研究員は、帰国後、1週間以内に帰国届及びパスポートの写し（当該派遣に係る部分）を、2か月以内に研究経過報告書及び収支計算書（渡航に係る往復航空運賃及び滞在中の家賃（月額）の領収書を添付する。）をそれぞれ学長へ提出しなければならない。

2 前項に定める書類等は、教授会等の議を経て、学長が理事長へ提出しなければならない。

3 海外研究員は、帰国後、1年以内に研究成果に基づく論文を学術誌に公表又は学術書を公刊しなければならない。

4 学長は、正当な理由がなく、海外研究員が前項に定める期間内に研究成果に基づく論文を学術誌に公表又は学術書を公刊しなかった場合には、研究費の全額又はその一部の返還を求めることができる。

5 海外研究員は、前項に定める論文が掲載された学術誌（又はその別刷）又は公刊した学術書を学長へ提出しなければならない。

第7章 雑則

（事務）

第20条 この規則に定める海外研究員の派遣に関する事務は、各学部の教授会に係るものについては各学部事務室が、それ以外のものについては研究推進室が掌理する。

（臨機の処置）

第21条 この規則に定めのない事項については、学長がこれを処理する。

(規則の改廃)

第22条 この規則の改廃は、学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(専任教育職員海外派遣規則等の廃止)

2 この規則の施行に伴い、大東文化大学専任教育職員海外派遣規則(昭和51年3月24日制定)及び大東文化大学専任教育職員海外派遣規則施行細則(昭和51年3月24日制定)は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成31年2月27日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。